

社会福祉法人悠遊 行動計画

職員が、仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間

令和2年3月1日～令和4年2月28日

2、内容

- 目標1 育児・介護休業法や、労働基準法等に基づく諸制度の周知と着実な運用体制を確立する

対策

- ・令和2年10月 管理職を対象に教育研修を実施する。
- ・令和3年4月～ 全職員に周知を行い、制度についての理解を進める

- 目標2 「子の看護休暇」を取り易くするため時間単位で取得できる制度を導入

対策

- ・令和2年7月 情報収集と職員の具体的なニーズ調査
- ・平成30年1月 制度の導入と職員への周知

- 目標3 全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年6日以上とする。

対策

- ・令和2年5月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- ・令和2年6月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に行う
- ・令和3年1月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する